

令和3年1月8日

高所作業におけるフルハーネス着用のお願ひ

労働安全衛生法改正により2019年2月1日から安全帯の規格が変更となり、フルハーネス型墜落制止用器具が義務化されます。

2022年1月2日以降、6.75m以上の高さで作業する場合、必ずフルハーネス型墜落制止用器具を着用しなければなりません。

つきましては、当劇場での高所作業時には、厚生労働省のガイドラインを遵守していただきますようお願い致します。

なお、当劇場にて墜落制止用器具の貸出はいたしておりません。

高所作業がある場合、ご持参いただきますようお願い致します。

ご持参いただけない場合、また、フルハーネス型墜落制止用器具取扱特別教育を修了されていない方は高所作業をお断りさせていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

(お問い合わせ)

北九州芸術劇場

舞台技術管理課 093-562-2650